

ご案内：税額控除に係る証明書について

当財団は、令和 6 (2024) 年 10 月 11 日付で、寄付金の「税額控除」の適用法人として証明を受けました。

これにより当財団への個人の方からのご寄付については、2024 年分の確定申告の際、従来からの「所得控除」に加え「税額控除」のいずれかを選択適用できるようになりました。

ただし、当財団は令和 6 (2024) 年 10 月 11 日付で「税額控除」対象となったため、「税額控除」の対象となる寄付金は同日以降が入金日となるご寄付に限られます。

また、「所得控除」については、これまで通り入金日が 2024 年となっているご寄付全てが対象となります。

入金日については別途お送りしております「寄附金受領証」に記載がございますので、ご確認ください。(本紙裏面の【ご参考】もご参照ください。)

確定申告における寄附金控除の申請で「税額控除」を選択される場合には、別途当財団よりお送りしております「寄附金受領証」及び本封筒に同封している「税額控除に係る証明書」の提出が必要となります。(所得税の確定申告書の提出を e-Tax を利用して行う場合には、「寄附金受領証」及び「税額控除に係る証明書」の内容を入力して送信することにより、これらの書類の税務署への提出又は提示を省略することができます。)

お手続きの詳細は、お近くの税務署あるいはご担当の税理士にお尋ねください。

公益財団法人 京都大学 iPS 細胞研究財団
担当：社会連携室

本件に関するお問い合わせはこちらの QR コードから



あるいは以下メールアドレスまでご連絡ください
donation@cira-foundation.or.jp

【ご参考】

当財団への入金日が2024年1月1日～2024年10月10日までのご寄付は
所得控除のみ対象となります。
当財団への入金日が2024年10月11日～2024年12月31日までのご寄付は
所得控除か税額控除を選択して適用いただけます。

発行日：
入金日：

寄附金受領証

住所：
様

¥ 10,000 -

上記を、当公益財団法人の主たる目的である業務に関連する寄附金として受領致しました。

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団 (iPS財団)
理事長 山中 伸弥

〒606-8397
京都府京都市左京区聖護院川原町53番地 (本部所在地)

公益認定年月日：2020年4月1日

本寄附金は、所得税、一部自治体の住民税、相続税、法人税の控除対象となります。